

第 1 1 章 盛土等の行為に関連する法令との調整

〈解説〉

1 盛土等の行為に関連する法令との調整

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があり、盛土規制法以外の法令においても、許可を要する場合があります。

2 農地転用許可との調整

農地法に基づく農地転用については、盛土規制法等の他法令に基づく許可の見込みがなければ、許可することができません（農地法施行規則第 4 7 条第 2 号等）。一方、盛土規制法の許可要件には、農地法施行規則と同様の規定は設けられていません。

このため、農地転用等の他法令に基づく許可がなされていない場合であっても、盛土規制法の許可要件を満たしていれば、許可せざるを得ません。

しかし、実際には、農地転用許可と盛土規制法の許可という二つの許可が揃わなければ工事に着手することはできません。したがって、農地転用を行う申請者に混乱を与えないようにするためにも、行政サービスの観点から、盛土規制法に基づく許可と農地転用許可の調整を図る必要があります。

なお、盛土規制法に基づく許可については、行政手続法に基づく標準処理期間が定められているため、二つの許可を同時に行うことが困難な場合もありますが、盛土規制法の許可権者は、申請者の理解と協力を前提としつつ、可能な限り農地転用許可と同時に許可を行うこととしております。

3 他法令との調整（2 を除く）

農地転用許可以外の他法令（森林法等）に基づく許可についても、行政サービスの観点から調整を図る必要があります。そのため、盛土規制法の許可権者は、他法令の許可権者と調整を図り、同時に許可を行うよう努める必要があります。

4 調整が必要な主な関係法令

盛土規制法の許可と合わせて許可等が必要な主な関係法令は、以下のとおりですが、記載されていない、他法令、県条例、関係市町

村の条例等を含めた許可申請等の違反がないように確認する必要があります。

表1-11-1 主な関係法令

法令	所管
都市計画法	都市計画課
自然公園法	みどり自然課
自然環境保全法	
埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例	産業廃棄物指導課
森林法	森づくり課
農地法	農業政策課
農業振興地域の整備に関する法律	
砂防法	河川砂防課
地すべり等防止法	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
特定都市河川浸水被害対策法	
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	